



奄海委第 31 号  
令和5年10月20日

管内各漁業協同組合長 殿

奄美大島海区漁業調整委員会  
会長 茂野 拓真



奄美大島海区においてソディカ漁業を行う沖縄海区所属漁船との  
無線連絡に係る周知について（依頼）

このことについて、沖縄海区漁業調整委員会事務局より、沖縄海区漁業者に対し、奄美大島海区におけるソディカ漁業の操業に関するお願ひについての別添文書及びチラシを発出したとのことで情報共有がありました。

その中で、「奄美大島海区で操業する際は、1w無線機を活用し、574ch(27724kHz)を開け、奄美大島海区の漁船と交信できるようにしてください。」とのことで、当海区海域で操業する際には船間連絡を試みるようにとの周知もなされております。

つきましては、当海区内でソディカ漁業を行う際に、同じ海域でソディカ漁業を行う沖縄海区所属漁船と連絡を取る際には、上記周波数にて船間連絡を試みるよう、貴漁協所属漁業者へ周知いただきますようお願ひします。

【担当】

〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3  
奄美大島海区漁業調整委員会事務局  
(鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課水産係)  
書記 丸山  
TEL : 0997-57-7288  
FAX : 0997-57-7290  
E-mail : oosima-suisan@pref.kagoshima.lg.jp

漁 調 委 第 151 号  
令和 5 年 10 月 17 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上原 亀一  
( 公印省略 )

奄美大島海区におけるソディカ漁業の操業に関するお願ひ

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 5 年漁期のソディカ漁期は、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までと沖縄海区漁業調整委員会指示により定められております。

当海区では、令和 2 年から 6 月と 11 月を禁漁としておりますが、これは減少が懸念されるソディカ資源の回復及び持続的利用に向けた取り組みであり、鹿児島県奄美大島海区と漁期をあわせて、より効果的な資源管理を行うことを目指し、意見交換を続けております。

このような中、県内的一部漁業者が、奄美大島海区において 11 月に操業する動きがあると当委員会に対して報告がありました。

11 月に奄美大島海区においてソディカ漁業を操業することは、漁期を絞ることで資源の回復を促すという本委員会指示の趣旨に反し、また、奄美大島海区との今後の調整に大きな影響を与えると考えられます。

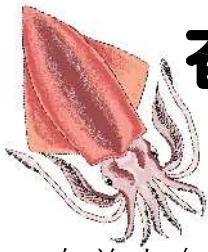
つきましては、11 月に奄美大島海区においてソディカ漁業を操業することにつきましては、厳に慎むよう、貴組合員に対しご指導頂きますようお願い申し上げます。

また、12 月の解禁以降においても、使用する旗数の制限については、奄美大島海区においても本県と同様、沿岸 50 海里以内では、予備も含め 30 本以内、50 海里以遠では、予備も含め 50 本以内となっておりますので、委員会指示違反とならないよう、ご指導頂きますようお願い申し上げます。

さらに今漁期からは、別紙のとおり、漁業無線を活用して相互に連絡が取れる体制作りに努めております。当該海域で操業される際は、トラブルの未然防止のため、船間連絡を試みるようご指導とご協力をお願いいたします。

ソディカ資源の持続的利用と、円滑な操業のため、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

沖縄海区漁業調整委員会事務局  
( 沖縄県農林水産部水産課内 )  
Tel : 098-866-2300 Fax : 098-866-2679

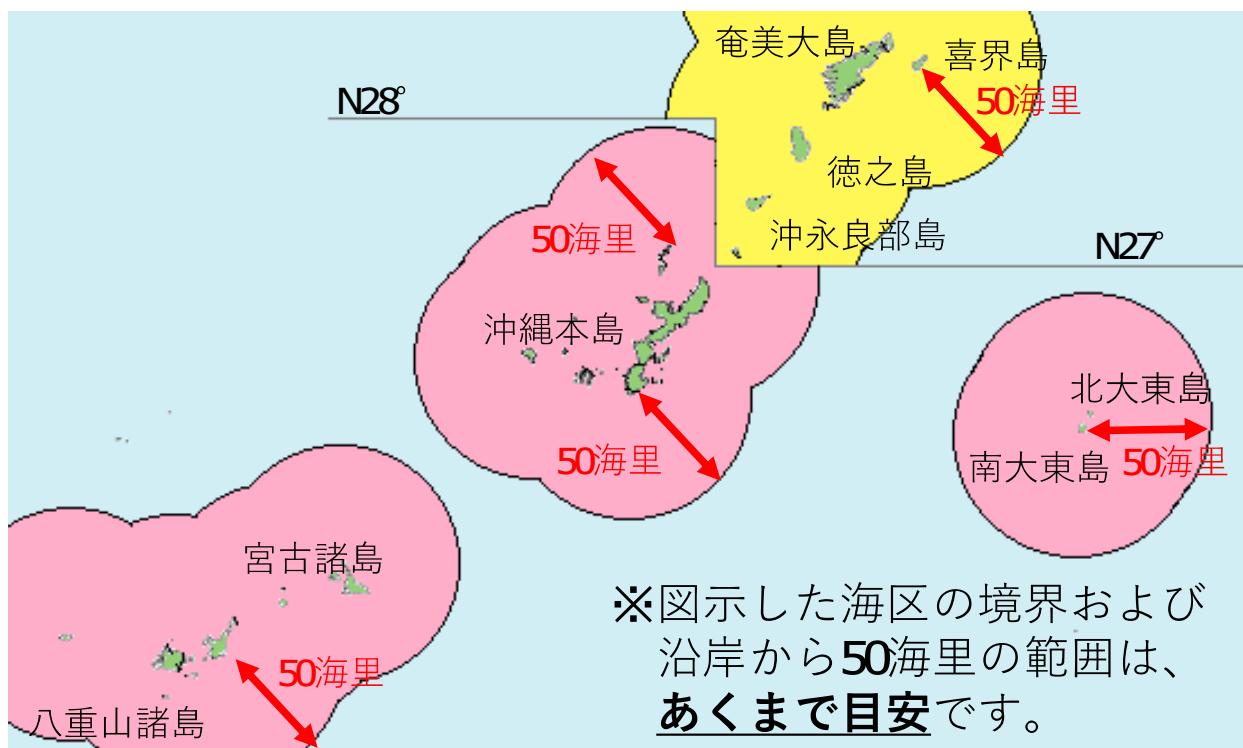


# 奄美大島海区でソティカ漁 の操業をされる皆様へ

奄美大島海区は、沖縄海区と隣接し、ソティカ資源を共有して利用していることから、双方の操業円滑化を図るため、委員会間での意見交換などが続けられております。

このたび、奄美大島海区で沖縄の漁船が操業する際に、地元の漁業者と漁具投入位置などで、相互にコミュニケーションが図れるよう、1W無線の共通のチャンネルを設定することとなりました。

- ・ 奄美大島海区で操業する際は、**1W無線機を活用し、574ch (2724kHz)**を開け、奄美大島海区の漁船と交信できるようにしてください。
- ・ **1W無線機をお持ちでない方は、1W無線搭載船と一緒に操業するなど、連絡体制を確保されるようご協力をお願いします。**
- ・ 奄美大島海区漁業調整委員会指示により、**50海里以内は予備を含めて30本以内、50海里以遠は予備を含めて50本以内となっています（沖縄海区と同じ）**。奄美諸島周辺で操業する際は、**指示違反とならないようご注意ください。**



※図示した海区の境界および沿岸から50海里の範囲は、  
あくまで目安です。

沖縄海区漁業調整委員会事務局（沖縄県農林水産部水産課内）  
**TEL: 098-866-2300 Email: aa048305@pref.okinawa.lg.jp**